

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 常呂・能取風力  
発電事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和3年10月27日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

当省は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 常呂・能取風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 元年 12月20日
住民意見の概要等受理	令和 2年 2月28日
北海道知事意見受理	令和 2年 6月17日
環境大臣意見受理	令和 2年 7月17日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 9月14日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和3年10月13日
環境影響評価書確定通知	令和3年10月27日

※本事業は、平成24年10月に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号)の施行に伴う経過措置の適用を受け、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧告以降の手続きを実施している。

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)